

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の主な改正箇所（新旧対照表）

(2) 情報収集事態及び緊急事態に応じた本市の警戒体制の修正

改正前（現行 平成25年3月18日策定）	改正後（改正案）																				
<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第6節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>6.1.1 警戒態勢をとるための必要な体制の整備</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、大飯発電所等から以下に掲げる大飯発電所に係る連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。</p> <p>(1) 警戒事象※1又は重大なトラブル※2に関する情報連絡</p> <p>(2) 原子力第一防災体制※3の発令の連絡</p> <p>(3) 特定事象※4発生又は原子力緊急事態宣言※5発出の連絡</p> <p>表 2.6.1 京都市の警戒態勢</p> <table border="1" data-bbox="224 981 1144 1415"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">災害の状況</th> <th colspan="2">警戒態勢</th> </tr> <tr> <th>設置する本部</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1 警戒事象</td> <td>原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合等、原子力施設等の立地地域及びその周辺において大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合等、特定事象に至る可能性がある事故・故障又はこれ</td> <td>原子力災害情報連絡本部</td> <td>防災危機管理室長</td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況		警戒態勢		設置する本部	本部長	※1 警戒事象	原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合等、原子力施設等の立地地域及びその周辺において大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合等、特定事象に至る可能性がある事故・故障又はこれ	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長	<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第6節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>6.1.1 警戒態勢をとるための必要な体制の整備</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、大飯発電所等から以下に掲げる大飯発電所に係る連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。</p> <p><b>(1) 情報収集事態※1に関する情報連絡</b></p> <p><b>(2) 警戒事態※2発生に関する情報連絡</b></p> <p><b>(3) 施設敷地緊急事態※3発生に関する情報連絡</b></p> <p><b>(4) 全面緊急事態※4の発生及び原子力緊急事態宣言※4発出の連絡</b></p> <p>表 2.6.1 京都市の警戒態勢</p> <table border="1" data-bbox="1187 981 2092 1332"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">災害の状況</th> <th colspan="2">警戒態勢</th> </tr> <tr> <th>設置する本部</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1 情報収集事態</td> <td>・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）</td> <td>原子力災害情報連絡本部</td> <td>防災危機管理室長</td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況		警戒態勢		設置する本部	本部長	※1 情報収集事態	・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長
災害の状況			警戒態勢																		
		設置する本部	本部長																		
※1 警戒事象	原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合等、原子力施設等の立地地域及びその周辺において大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合等、特定事象に至る可能性がある事故・故障又はこれ	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長																		
災害の状況		警戒態勢																			
		設置する本部	本部長																		
※1 情報収集事態	・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長																		

		に準ずる事故・故障							
	※2 重大なトラブル	京都府又は関西電力(株)が、大飯発電所で発生したトラブルで特定事象に至るおそれがあると認めた事象							
	※3 原子力第一防災体制	関西電力(株)が、原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、1マイクロシーベルト/時以上の放射線が検出されるか、そのおそれがある場合に大飯発電所での原子力防災体制	原子力災害警戒本部	危機管理監		※2 警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力施設等立地道府県(福井県)において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合</li> <li>・原子力災害対策指針及び大飯発電所原子力防災業務計画で定める原子力施設で重要な故障等が発生した場合 (原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。)</li> </ul>	原子力災害警戒本部	危機管理監
	※4 特定事象	原災法第10条に基づき関西電力(株)が国、関係公共機関への通報を義務付けられている異常事象					<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する施設敷地緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第10条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。)</li> </ul>		
	※5 原子力緊急事態宣言	原災法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合に、内閣総理大臣が発出	災害対策本部	市長		※3 施設敷地緊急事態		災害対策本部	市長
						※4 全面緊急事態・原子力緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する全面緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事</li> </ul>		

### 第3章 緊急事態応急対策

#### 第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

##### 1.1 特定事象等発生情報等を確認し，関係する防災関係機関等に連絡する

1.1.1 警戒事象発生の連絡を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する  
京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府から連絡を受けた事項について，関係する指定地方公共機関に連絡する。

※ 指定地方公共機関への連絡については，京都府と重複しないよう調整する。

1.1.2 重大なトラブルに関する情報を確認する  
京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，関西電力（株）又は京都府から連絡を受けた事項を確認する。

象をいう。）

### 第3章 緊急事態応急対策

#### 第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

##### 1.1 **施設敷地緊急事態**発生等の情報等を確認し，関係する防災関係機関等に連絡する

**1.1.1 情報収集事態発生を認知した場合，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する。**

**京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，国からの連絡等により情報収集事態の発生を認知した場合には，必要な体制をとり，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する。**

**※ 指定地方公共機関への連絡については，京都府と重複しないよう調整する。**

**1.1.2 警戒事態発生の情報を受けた場合，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する。**

**京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，国，京都府もしくは関西電力（株）から警戒事態発生の連絡を受けた場合，必要な体制をとり，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する。**

**※ 指定地方公共機関への連絡については，京都府と重複しないよう調整する。**

**【削除】**

<p>1.1.3 原子力第一防災体制発令の連絡を確認する 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）又は京都府から連絡を受けた事項を確認する。</p> <p>1.1.4 特定事象発生時の連絡を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力防災管理者又は京都府から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。なお、指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。</p> <p>1.2 特定事象等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する</p> <p>1.2.1 重大なトラブルに関する情報連絡及び原子力第一防災体制発令後の情報連絡を確認する 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）、原子力防災管理者又は京都府から連絡を受けた事項を確認する。</p> <p>1.2.2 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡を行う （１）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、関西電力（株）等から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。 （２）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、指定地方公共機関との間において、関西電力（株）及び京都府から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。</p>	<p><b>【削除】</b></p> <p><b>1.1.3 施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する。</b> 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府もしくは関西電力（株）（大飯発電所の原子力防災管理者）から施設敷地緊急事態発生時の連絡を受けた場合、必要な体制をとり、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する。なお、指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。</p> <p><b>1.2 施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する</b></p> <p><b>1.2.1 情報収集事態、警戒事態発生後の情報連絡を行う。</b> 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府、指定地方公共機関との間において、国、関西電力（株）又は京都府からの連絡事項及び自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。</p> <p><b>1.2.2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動の情報、被害情報等の連絡を行う</b> （１）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、関西電力（株）等から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対応活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。 （２）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、指定地方公共機関との間において、関西電力（株）及び京都府から連絡を受けた事項、京都市が</p>
---	--

(3) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、京都府との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

(4) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

### 1.2.3 原子力緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)を行う

(1) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、国の現地対策本部、京都府、福井県等、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関、関西電力(株)及びその他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、京都市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(2) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、京都市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 2.1 警戒態勢を確立する

京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、警戒事象又は特定事象等の発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府及び関西電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のための警戒態勢を確立する。

行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

(3) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、京都府との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

(4) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

### 1.2.3 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)を行う。

(1) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、国の現地対策本部、**指定公共機関**、京都府、**滋賀県**、福井県等、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関、関西電力(株)及びその他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、京都市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(2) 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、京都市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 2.1 警戒態勢を確立する

京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、**情報収集事態**、警戒**事態**又は**施設敷地緊急事態**等の発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府及び関西電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のための警戒態勢を**とる**。

表 3.2.1 京都市の警戒態勢

災害の状況	警戒態勢	
	設置する本部	本部長
警戒事象 原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合等、原子力施設等の立地地域及びその周辺において大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合等、特定事象に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長
重大なトラブル 京都府又は関西電力(株)が、大飯発電所で発生したトラブルで特定事象に至るおそれがあると認めた事象		
原子力第一防災体制 関西電力(株)が、原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、1マイクロシーベルト/時以上の放射線が検出されるか、そのおそれがある場合に大飯発電所での原子力防災体制	原子力災害警戒本部	危機管理監
特定事象 原災法第10条に基づき関西電力(株)が国、関係公共機関への通報を義務付けられている異常事象	災害対策本部	市長
原子力緊急事態宣言 原災法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合に、内閣総理大臣が発出		

表 3.2.1 京都市の警戒態勢

災害の状況	警戒態勢	
	設置する本部	本部長
情報収集事態 ・原子力施設等立地市町村(おおい町)で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合(原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。)	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長
警戒事態 ・原子力施設等立地道府県(福井県)において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合 ・原子力災害対策指針及び大飯発電所原子力防災業務計画で定める原子力施設で重要な故障等が発生した場合 (原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力(株)が大飯発電所防災業務計画で設定する警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。)	原子力災害警戒本部	危機管理監
施設敷地緊急事態 ・原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力(株)が大飯発電所防災業務計	災害対策本部	市長

<p>2.1.1 警戒事象等発生時の警戒態勢を確立する</p> <p>(1) 原子力災害情報連絡本部の設置</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、警戒事象又は重大なトラブル発生との連絡を受けた場合、防災危機管理室長を本部長とする原子力災害情報連絡本部（以下「情報連絡本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ関係局区連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとる。</p> <p>なお、情報連絡本部の所掌事務及び関係局区連絡会議の構成は、表 3.2.2 及び 3.2.3 のとおりとする。</p> <p>(2) 原子力災害情報連絡本部の閉鎖</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、情報連絡本部を閉鎖する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 153 1776 456"> <p>画で設定する施設敷地緊急事態の E A L の事象が発生した場合</p> <p>（原災法第 10 条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。）</p> </td> <td data-bbox="1783 153 2105 456"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 461 1776 842"> <p>全面緊急事態・原子力緊急事態宣言</p> <p>・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断する E A L の枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する全面緊急事態の E A L の事象が発生した場合</p> <p>（原災法第 15 条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象をいう。）</p> </td> <td data-bbox="1783 461 2105 842"></td> </tr> </table> <p>2.1.1 <b>情報収集事態発生との連絡を受けた場合</b>の警戒態勢を確立する</p> <p>(1) 原子力災害情報連絡本部 <b>を設置する。</b></p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、<b>国からの連絡等により情報収集事態の発生との連絡を受けた場合</b>、防災危機管理室長を本部長とする原子力災害情報連絡本部（以下「情報連絡本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ関係局区連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとる。</p> <p>なお、情報連絡本部の所掌事務及び関係局区連絡会議の構成は、表 3.2.2 及び 3.2.3 のとおりとする。</p> <p>(2) <b>情報連絡本部の閉鎖</b></p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、情報連絡本部を閉鎖する。</p>	<p>画で設定する施設敷地緊急事態の E A L の事象が発生した場合</p> <p>（原災法第 10 条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。）</p>		<p>全面緊急事態・原子力緊急事態宣言</p> <p>・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断する E A L の枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する全面緊急事態の E A L の事象が発生した場合</p> <p>（原災法第 15 条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象をいう。）</p>	
<p>画で設定する施設敷地緊急事態の E A L の事象が発生した場合</p> <p>（原災法第 10 条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。）</p>					
<p>全面緊急事態・原子力緊急事態宣言</p> <p>・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断する E A L の枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する全面緊急事態の E A L の事象が発生した場合</p> <p>（原災法第 15 条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象をいう。）</p>					

<p>ア 情報連絡本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき</p> <p>イ 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>2.1.2 原子力第一防災体制発令時の警戒態勢を確立する</p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、危機管理監を本部長とする原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、その旨を京都府に連絡する。</p> <p>なお、警戒本部の構成、所掌事務は表 3.2.4 及び 3.2.5 のとおりとする。</p> <p>(2) 警戒本部の閉鎖</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、警戒本部を閉鎖する。</p> <p>ア 警戒本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき</p> <p>イ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>2.1.3 特定事象発生の連絡を受けた場合の警戒態勢を確立する</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>京都市《本部事務局》は、特定事象発生の連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、その旨を京都府に連絡する。</p> <p>(2) 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等</p>	<p>ア 情報連絡本部長が、<b>大飯発電所の状況等を確認し、安全が確保されていると認めるとき</b></p> <p>イ 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき</p> <p>2.1.2 <b>警戒事態発生の連絡を受けた場合</b>の警戒態勢を確立する。</p> <p>(1) 原子力災害警戒本部を設置する。</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、<b>警戒事態発生の連絡を受けた場合</b>、その他市長が必要と認めた場合は、危機管理監を本部長とする原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、その旨を京都府に連絡する。</p> <p>なお、警戒本部の構成、所掌事務は表 3.2.4 及び 3.2.5 のとおりとする。</p> <p>(2) 警戒本部の閉鎖</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、警戒本部を閉鎖する。</p> <p>ア 警戒本部長が、大飯発電所の事故<b>等</b>が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき</p> <p>イ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>2.1.3 <b>施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、及び全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合の警戒事態を確立する</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、<b>施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合のほか</b>市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、その旨を京都府に連絡する。</p> <p>(2) 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等</p>
--	--

災害対策本部の組織、運営の方法、配備体制、所掌事務等は、京都市災害対策本部条例及び京都市災害対策本部要綱の定めるところによるほか、表3.2.6のとおりとする。

(3) 他の災害対策本部との連携

京都市《本部事務局》は、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(4) 災害対策本部の閉鎖

京都市《本部事務局》は、概ね以下の基準に基づき、災害対策本部を閉鎖する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 災害対策本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき

(5) 情報の収集

京都市《本部事務局》は、特定事象等発生連絡を受けた場合、原子力防災専門官、京都府、関西電力（株）等から情報等を得るとともに、国との連携を図り、事故状況の把握に努める。

(6) 対策拠点施設の設営準備への協力

京都市《本部事務局》は、警戒事象又は特定事象等発生連絡を受けた場合、京都府と連携し、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力をを行う。

(7) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

京都市《本部事務局》は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに京都市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定

災害対策本部の組織、運営の方法、配備体制、所掌事務等は、京都市災害対策本部条例及び京都市災害対策本部要綱の定めるところによるほか、表3.2.6のとおりとする。

(3) 他の災害対策本部との連携

京都市《本部事務局》は、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(4) 災害対策本部の閉鎖

京都市《本部事務局》は、概ね以下の基準に基づき、災害対策本部を閉鎖する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 災害対策本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき

## 2.2 緊急事態応急対策に備える

### 2.2.1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生連絡・通報を受けた場合、以下の応急対策に努め、緊急事態応急対策に向けての準備を行う

(1) 情報の収集

京都市《本部事務局》は、**警戒事態又は施設敷地緊急事態発生**の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、京都府、関西電力（株）等から情報等を得るとともに、国との連携を図り、事故状況の把握に努める。

(2) 対策拠点施設の設営準備への協力

京都市《本部事務局》は、**警戒事態又は施設敷地緊急事態発生**の連絡を受けた場合、京都府と連携し、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力をを行う。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

京都市《本部事務局》は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに京都市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定

めた職員を対策拠点施設に派遣する。

(8) 国等との情報の共有等

京都市《本部事務局》は、派遣された職員に対し、京都市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図る。

「(5) 専門家の派遣を要請する」については、  
p 10 (2.3) から記載場所を移行

2.2 原子力災害合同対策協議会等に出席し初動活動に従事させる

2.2.1 京都市《本部事務局》は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定めた職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、京都市《本部事務局》は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

2.3 専門家の派遣を要請する。

2.3.1 京都市《本部事務局》は、特定事象等発生の連絡がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

定めた職員を対策拠点施設に派遣する。

(4) 国等との情報の共有等

京都市《本部事務局》は、派遣された職員に対し、京都市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図る。

(5) 専門家の派遣を要請する

京都市《本部事務局》は、施設敷地緊急事態発生の連絡がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

2.3 緊急事態応急対策の実施 (原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等)

2.3.1 原子力災害合同対策協議会等に出席し初動活動に従事させる

京都市《本部事務局》は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定めた職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、京都市《本部事務局》は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

### 第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

#### 3.1 住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する

##### 3.1.1 多様な通信手段を駆使し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ定期的に伝達する

京都市《本部事務局》は、京都府、大飯発電所等から警戒事象、重大なトラブル、原子力第一防災体制又は特定事象発生との連絡を受けた場合は、多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、住民等に対し正確な情報提供を迅速に、かつ、わかりやすい内容で行う。また、住民等に対する情報は、下記の項目について定期的に繰り返し伝達する。

- (1) 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- (2) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- (3) 地域に応じた住民のとりべき行動についての指示

##### 3.1.2 屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う

###### (1) 屋内退避の準備

京都市《本部事務局》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のUPZ内における予防的防護措置として、屋内退避の準備を行う。

- ア EALに基づく施設敷地緊急事態に至った場合
- イ 特定事象（原災法第10条事象）発生時において、国の指示があった場合
- ウ その本部長が必要と認めた場合

###### (2) 屋内退避の実施等

京都市《本部事務局》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のUPZ内における予防的防護措置として、屋内退避を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

### 第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

#### 3.1 住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する

##### 3.1.1 多様な通信手段を駆使し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ定期的に伝達する

京都市《本部事務局》は、**国**、京都府、**関西電力（株）（大飯発電所の原子力防災管理者を含む）**等から警戒事態、**施設敷地緊急事態**発生との連絡を受けた場合は、多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、住民等に対し正確な情報提供を迅速に、かつ、わかりやすい内容で行う。また、住民等に対する情報は、下記の項目について定期的に繰り返し伝達する。

- (1) 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- (2) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- (3) 地域に応じた住民のとりべき行動についての指示

##### 3.1.2 屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う

###### (1) **施設敷地緊急事態発生時におけるUPZ内住民の**屋内退避の準備

京都市《本部事務局》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のUPZ内における予防的防護措置として、屋内退避の準備を行う。

- ア EALに基づく施設敷地緊急事態**が発生した場合において、国の要請があった場合**

###### イ その他本部長が必要と認めた場合

###### (2) **全面緊急事態発生時におけるUPZ内住民の**屋内退避の実施**及びUPZ外住民への注意喚起等**

京都市《本部事務局》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のUPZ内における**防護措置**として、屋内退避を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

<p>ア EALに基づく全面緊急事態※に至った場合</p> <p>イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出した場合</p> <p>ウ その他本部長が必要と認めた場合</p>	<p>ア EALに基づく全面緊急事態※に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合（緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合）</p> <p>イ その他本部長が必要と認めた場合</p>
--	--